

# 第 1 1 回 壬生町農業委員会総会議事録

令和 3 年 5 月 2 0 日 (木) 【午前 1 0 時 0 0 分開会】

1. 開催日時 令和 3 年 5 月 2 0 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 9 分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 9 人  
会長 1 0 番 梁島 源智  
会長職務代理者 5 番 篠原 正明  
委員 1 番 刀川 正己、2 番 大橋 好一、3 番 高橋 敏男 4 番 大関 孝男  
7 番 琴寄 成人、8 番 清水 利通、9 番 早乙女 誠
4. 参集推進委員  
感染対策のため、当面の間推進委員の出席は見合わせる。
5. 議事日程  
開 会  
議事録署名委員の指名  
会議書記の指名  
日程第 1 会務報告について  
日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件について  
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の件について  
日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請  
の件について  
日程第 5 議案第 4 号 壬生町農用地利用集積計画の件について  
日程第 6 報告第 1 号 非農地証明願の件について  
日程第 7 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の件について  
日程第 8 報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出の件について  
日程第 9 報告第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願の件につ  
いて  
その他 (令和 4 年度農林関係税制改正要望の提出について)  
(事務連絡)  
閉 会
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中貴子、農地調整係長 宇賀神 尚、主幹兼庶務係長 岡 洋子  
主任 齋藤純一

## 7. 会議の概要

令和3年5月20日（木）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第11回壬生町農業委員会総会を開催いたします。  
ただ今の出席委員は9名で、高橋宏治委員から欠席の報告を受けております。  
しかし定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。  
それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
  
- 会長 みなさんおはようございます。農繁期のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。季節も本来ならば麦秋の時期に入るわけですが、梅雨に入ったような天気が続きまして、色々な作物に影響が出なければいいなと思っております。来週から天気が回復するという予報ですので、田植えや麦刈り等が進むんじゃないかなと思います。  
コロナも一向に収束しない状況ですが、栃木県内も30名、40名と陽性患者が出ているわけですが、皆さんもコロナに感染しないよう注意していただければと思います。  
今日はみなさんお忙しいと思いますので、スムーズに総会を進めていきたいと思っておりますのでご協力いただきますようお願いいたします。
  
- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。
  
- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。  
  
(異議なし)
  
- 議長 それでは、1番 刀川正己 委員、2番 大橋好一 委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の 岡 主幹と宇賀神係長を指名いたします。
  
- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いいたします。

- 局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。
- ・4月28日(水) 県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長、宇賀神尚係長が出席しました。
  - ・5月14日(金) 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が第3会議室及び現地において開催され、梁島源智会長、清水利通農業委員、早乙女 誠農業委員、事務局より宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席しました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

---

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明(宇賀神農地調整係長)

それでは、議案書2ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。4/30(金)締切りの時点で、8件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (中泉) 自作地 9 畝  
譲受人 \_\_\_\_\_ (中泉) 自作地 133 畝

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 4 4 6 ㎡  
売買による所有権移転 \_\_\_\_\_ 円 稼動 3 人

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (中泉) 自作地 9 畝  
譲受人 \_\_\_\_\_ (おもちゃのまち) 自作地 92 畝 借受地 15 畝  
貸付地 51 畝

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 5 1 4 ㎡

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円 稼働1人

第3項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (星の宮) 自作地 59 ㌥

譲受人 \_\_\_\_\_ (三好町) 自作地 398 ㌥ 借受地 48 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田	991 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____ 田	1629 m <sup>2</sup>
合計	2620 m <sup>2</sup>

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円/10a 稼働3人

第4項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (上田) 自作地 38 ㌥ 貸付地 88 ㌥

譲受人 \_\_\_\_\_ (上田) 自作地 140 ㌥ 借受地 67 ㌥ 貸付地 9 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑	1024 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____ 畑	2066 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____ 畑	680 m <sup>2</sup> の内、317 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____ 畑	2046.28 m <sup>2</sup> の内、1891.28 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____ 田	1027 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____ 畑	2026 m <sup>2</sup>
合計	8351.28 m <sup>2</sup>

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円 稼働4人

第5項

貸人 \_\_\_\_\_ (台坪) 自作地 163 ㌥

借人 \_\_\_\_\_ (台坪) 自作地 163 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田	193 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____ 田	1434 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____ 田	745 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____ 田	945 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____ 田	813.22 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____ 田	469 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____ 田	512 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____ 田	1061.15 m <sup>2</sup>

壬生町大字 _____	田	706 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____	田	2448 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____	畑	1761 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____	畑	419 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____	畑	700 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____	田	1344 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____	畑	2009 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____	畑	610 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____	畑	139 m <sup>2</sup>
	合計	16308.37 m <sup>2</sup>

10年間の使用貸借権の設定

稼動4人

#### 第6項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (西部) 自作地 387 ㌥ 借受地 230 ㌥

譲受人 \_\_\_\_\_ (北原) 自作地 585 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 1246 m<sup>2</sup>

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_ 円 稼動3人

#### 第7項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (千葉県) 自作地 11 ㌥ 借受地 9 ㌥

譲受人 \_\_\_\_\_ (本郷) 自作地 44 ㌥ 借受地 10 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 505 m<sup>2</sup>

交換による所有権移転 稼動1人

#### 第8項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (本郷) 自作地 44 ㌥ 借受地 10 ㌥

譲受人 \_\_\_\_\_ (千葉県) 自作地 11 ㌥ 借受地 9 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 555 m<sup>2</sup>

交換による所有権移転 稼動1人

以上、第1項から第8項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たして

おりました。以上でございます。

○議長　それでは、第1項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長　4番　大関　孝男　委員

●4番　大関　孝男　委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

第1項案件について説明いたします。

現地確認は5月16日（日）、譲受人、\_\_\_\_\_氏立会のもと、篠原正明農業委員、臼井正敏推進委員とともに、現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしました。チェックシートに従い、1から7の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れがなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長　ありがとうございました。それでは、第1項案件につきまして質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　発言がないようなので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第1号第1項は原案のとおり決定いたしました。

○議長　次に2項案件を議題といたします。  
先ほどの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　4番　大関　孝男　委員

●4番　大関　孝男　委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

それでは第2項案件について説明いたします。

去る5月16日(日)譲受人\_\_\_\_\_氏立会いのもと、篠原正明農業委員、臼井正敏推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域等との関係につきまして現地確認いたしました。チェックシートに従い、1から7の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れがなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりましたので、ご審議をお願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について審議に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員

1項と2項の関係で、同じ人が違う人2人に売買しているんですけど、何か意味があるのですか。

●4番 大関 孝男 委員

農家をやめたい、財産を残したくない、というか、昔、\_\_\_\_\_をやっていた人なんですが、農業をやりたくない、ということです。

●1番 刀川 正己 委員

じゃあ、たまたま違う人が買うようになった。

●4番 大関 孝男 委員

前後してしまいますが、1項の人は畑が隣接していて、2項の人は家庭菜園で野菜を作るんだと言っていました。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第1号第2項について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）

農地法3条の3項の件について説明いたします。現地確認は5月9日（日）、私と大関孝男委員、地区推進委員の鈴木進吉委員、譲受人の\_\_\_\_\_さんとともに現地を確認してまいりました。\_\_\_\_さんはこの近辺を4件ぐらい売買で買って、今回の現地もこの近辺になります。チェックシートに基づいて調査したところ全ての項目において問題がなかったことを報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。  
先ほどの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 4番 大関 孝男 委員

●4番 大関 孝男 委員（4項の現地調査の結果並びに補足説明）

第4項案件につきまして、去る5月16日（日）、譲受人の\_\_\_\_\_氏立会いのもと、篠原正明農業委員、臼井正敏推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので報告いたします。

チェックシートに従い、1から7の項目について確認しましたが、いずれも問題の生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和を満たしておりますので報告いたします。

\_\_\_\_\_さんは、推進委員をやっておりまして、140aの\_\_\_\_を35年以上作



っていますのでちょうどいい売買なのではないかと思いました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

地図をみているのですが、この一部売買で残っているところは、耕作できないようなところなんですか。

●4番 大関 孝男 委員

農業公社が入りたくないというので、農業委員会に出して、残りも一括して買ってしまおうと。

●5番 篠原 正明 委員

一部は宅地が入っている。

●事務局 宇賀神農地調整係長

\_\_\_\_\_番と\_\_\_\_\_番は、台帳地目は宅地と山林になっています。昔は小屋が建っていたこともあったようですが、それを農地にして、\_\_\_\_さんが何十年も\_\_\_\_\_として借りていた状況であります。

今回許可対象になっているのは、\_\_\_\_として問題なく使われている所ですが、図面上で白い部分は固定資産税上、分筆されていまして、そこが道というか法面のような状況になっています。そこは農地としての取り扱いではなく、農地台帳に載っていないので、農地法の許可対象外になります。ただし、農地部分と合わせて\_\_\_\_さんから\_\_\_\_さんに所有権が移転するものになります。

●2番 大橋 好一 委員

全部買ってしまおうけど、図面の白い部分は農地の登録状況になっていないから、許可上は抜くという形ですね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

許可対象ではないので、申請には含めていないのですが、そこも含めて所有権移転がされるということです。

● 2番 大橋 好一 委員

これは登記簿上どうなるの。

●事務局 宇賀神農地調整係長

登記簿上は一筆です。ただ課税上の分筆線が入っています。

● 2番 大橋 好一 委員

じゃ無税なの。

●事務局 宇賀神農地調整係長

無税ではなくて、宅地課税、山林課税でなります。農地としての課税ではないです。

● 2番 大橋 好一 委員

そういうのを含めて値段もまあまあの値段なんですね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうです。

● 2番 大橋 好一 委員

農地だけだと 高い相場だと思ったんだけど、この白い部分も含めてということですね。

○議長 他に発言はございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第5項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果

並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員 (5項の現地調査の結果並びに補足説明)

5項案件について説明いたします。5月9日(日)私と大関孝男農業委員、鈴木進吉推進委員とともに、\_\_\_\_\_氏立ち会いのもとに現地を確認してきました。\_\_\_\_\_氏と貸人は親子関係にあります。チェックシートに基づきまして調査をしたところ、すべての項目において問題点がないことを報告いたします。5項案件審議をお願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5号案件について審議に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第6項案件を議題といたします。  
先ほどの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 篠原 正明 委員

●5番 篠原 正明 委員 (6項の現地調査の結果並びに補足説明)

6項案件について去る5月16日(日)譲受人\_\_\_\_\_氏父、\_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、高橋宏治農業委員、木野内佳代子推進委員とともに現地調査を行い、申請の土地について確認を行いました。1番から7番までのチェックシートに基づいて確認しましたが、地域との調和について何の問題も生じないことを確認しました。以上報告いたします。

- 議長 ありがとうございます。それでは第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に第7項案件を議題といたします。  
先ほどの事務局説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

- 議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員 (7項の現地調査の結果並びに補足説明)

発表する前に、7項と8項は交換分合なので、同時に発表させていただきたいと思えます。

5月16日(日)に私と清水利通農業委員、青木幸一推進委員と3人で確認をしてきました。チェックシートについては問題ないということで発表させていただきます。この案件は\_\_\_さんの農地が昨年の4月に農業委員会の方で売買の許可が出ているんですよ。その当時は\_\_\_さんと\_\_\_さんの売買だったんですけど、それを今年の5月に売買の取消の処分をしてもらいまして、交換分合に至りました。

ぜひとも皆さんの慎重審議のほどよろしくをお願いします。

- 議長 ありがとうございます。それでは第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第8項案件を議題といたします。これはただいま説明があった通りの案件なので質問がなければ、採決に入ります。

それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは議案書5ページ、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。4月30日(金)の締切りの時点で5件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

貸人 \_\_\_\_\_ (あけぼの)

借人 \_\_\_\_\_ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町 \_\_\_\_\_ 畑 4723㎡

\_\_\_\_\_ 15年間の使用貸借権の設定

第2項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (上田)

\_\_\_\_\_ (下野市)

\_\_\_\_\_ (上田)

\_\_\_\_\_ (宇都宮市)

\_\_\_\_\_ (さくら市)

\_\_\_\_\_ (宇都宮市)  
 借借人 \_\_\_\_\_ (下野市)  
 (土地の表示)  
 壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 1 7 3 2 m<sup>2</sup>  
 壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 8 6 2 m<sup>2</sup>  
 合計 2 5 9 4 m<sup>2</sup>

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第3項

貸貸人 \_\_\_\_\_ (北小林)  
 借借人 \_\_\_\_\_ (壬生町)  
 (土地の表示)  
 壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 4 6 m<sup>2</sup>  
 壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 1 1 4 2 m<sup>2</sup>  
 壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 3 2 3 m<sup>2</sup>  
 壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 9 0 0 m<sup>2</sup>  
 壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 8 7 6 m<sup>2</sup>  
 合計 3 2 8 7 m<sup>2</sup>のうち 2 7 4 0 . 9 0 m<sup>2</sup>

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第4項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (国谷新田)  
 譲受人 \_\_\_\_\_ (埼玉県)  
 (土地の表示)  
 壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 1 8 6 4 m<sup>2</sup>  
 太陽光発電設備敷地 売買による所有権の移転

第5項

貸貸人 \_\_\_\_\_ (壬生下馬木)  
 \_\_\_\_\_ (稲葉下馬木)  
 \_\_\_\_\_ (万町)  
 \_\_\_\_\_ (壬生下馬木)  
 \_\_\_\_\_ (壬生下馬木)  
 \_\_\_\_\_ (壬生下馬木)  
 \_\_\_\_\_ (安塚一)  
 \_\_\_\_\_ (福和田)

\_\_\_\_\_ (福和田)  
 \_\_\_\_\_ (壬生下馬木)  
 \_\_\_\_\_ (壬生下馬木)  
 \_\_\_\_\_ (東京都)

賃借人 \_\_\_\_\_ (壬生町)  
 (土地の表示)

壬生町大字_____	畑	1 1 7 6 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	畑	8 8 5 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	畑	4 6 2 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	畑	1 0 4 4 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	田	1 5 3 0 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	田	6 0 1 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	田	5 5 2 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	田	1 3 1 2 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	田	4 2 9 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	畑	6 9 4 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	畑	7 7 3 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	畑	8 8 5 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	畑	1 0 8 4 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	畑	1 7 7 5 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	畑	9 4 5 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	畑	1 5 8 3 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	畑	1 4 6 7 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	畑	1 3 8 5 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	畑	7 9 3 m <sup>2</sup>
壬生町大字_____	畑	6 2 8 m <sup>2</sup>
	合計	2 0 0 0 3 m <sup>2</sup> のうち 1 4 5 8 m <sup>2</sup>

黒川災害復旧工事に係る進入路 1年間の賃借権の設定

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る5月14日(金)の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 8番 清水利通 委員 から、現地調査の結果報告をお願いします。

● 8番 清水 利通 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法 第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委

員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、5月14日(金)、私と 早乙女 誠 委員、梁島 源智 会長、田中 貴子 事務局長、宇賀神 尚 係長、齋藤 純一 主任の6名で調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請 第1項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_通り沿いの、\_\_\_\_\_から北に約500mに位置する農地で、第3種農地に該当します。

事業計画書によりますと、現在、\_\_\_\_\_が\_\_\_\_\_により移転することから、新たな拠点を整備する必要があり、申請地に\_\_\_\_\_として\_\_\_\_\_の建築を計画したとのことです。雨水は地下に浸透層を設けて処理し、汚水、雑排水は公共下水道で処理する予定です。なお、事業資金\_\_\_\_\_万円は、金融機関からの融資で対応するため、融資証明書が添付されております。また開発許可については、\_\_\_\_\_に該当するため、適用除外となります。

以上のことから、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、5月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。



● 8 番 清水 利通 委員（2 項案件について報告）

次に第 2 項案件について報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から南西に約 7 0 0 m に位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、道路から 2 m、農地から 1 m の保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大 3. 3 m を掘削し、保安角度を 4 5 度取るようになっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_に出荷する予定で、埋戻しの用土は下野市内の\_\_\_\_\_から調達予定であります。

なお、転用実績については、前々回地において農地への復元が完了、前回地も埋戻しが 8 0 % まで終わっている状況です。

隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類も添付されており、事業資金約\_\_\_\_\_円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようなので、それでは採決いたします。議案第 2 号第 2 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第 2 号第 2 項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第 3 項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 8番 清水 利通 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_の南西に位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、道路から2m、農地から1mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大3mを掘削し、保安角度45度を取るようになっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の\_\_\_\_\_、下野市内の\_\_\_\_\_に出荷する予定で、埋戻しの用土は栃木市内の\_\_\_\_\_から調達予定です。

なお、転用実績については、前回地において農地への復元が完了している状況となっております。

隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類も添付されており、事業資金約\_\_\_\_\_円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 委員

● 2番 大橋 好一 委員

事業資金なんですけど、面積は2項案件、3項案件ではそんなに違わないと思うんですが、金額がばかに差があるので、何か特段の理由とかがあるのか聞いていますか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

こちらの土地については、北側の土地に砂利を敷いて\_\_\_\_\_として使ってしまった経緯があります。南側も含めて駐車場に転用したいということで相談がありました。\_\_\_\_\_に該当するため、駐車場で転用は見込みがあるのですが、違反部分の是正をさせた上での転用許可受付としました。是正が完了後、駐車場に作る前に土を取りたいということで、今回の園芸用土採取の申請に至っています。

費用については、砂利の撤去費用等が含まれた金額で記載されています。内訳としましては、土地の契約金\_\_\_\_\_円、重機代、オペレーター代で

円、運搬費\_\_\_\_\_円、その他重機回送費、鉄板代等で\_\_\_\_\_円、埋戻し残土代\_\_\_\_\_円ということで記載されていまして、特別な土を使うということとは聞いていないです。

そういったところで費用が通常の園芸用土採取と比べてだいぶ掛かっている状況です。

● 2番 大橋 好一 委員

砂利の撤去費用が掛かるということで、高い費用なんだけど、実際賃貸人に行く金額っていうのは、第2項案件のものと差はないんですか。

要は緒費用が掛かかりすぎるってことですよ。全部に砂利が敷いてあるのですか。

● 9番 早乙女 誠 委員

現地は砂利がほとんど敷いてあって、50センチくらい漉き取ったかな。で、住まいの方の結構離れたところに残土が盛り上げてありました。多分それで撤去費用がかかっているんじゃないかな。

● 2番 大橋 好一 委員

\_\_\_\_\_はけっこうお正月なんか、\_\_\_\_\_が最近増えていると思うんだよね。車がずいぶん停まっているのを見かけるから人は来ているんだと感じるんですけど。具体的に傍まで行ってみないからわからないですが、あまりに2項と3項を比べてしまうと費用がかかりすぎる。まあそういう費用であればしょうがないですけど、賃貸人にいく手取りがさほど変わらなければいいんですけど。特別、縁故関係で高いとか、わからないんですけどそんな感じがしたものですから。

● 8番 清水 利通 委員

\_\_\_\_\_円の畑代の内容でなんか不自然のところとかありますか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

いや、不自然なところは特にはないです。

● 8番 清水 利通 委員

そういうことで砂利を撤去して、更地にして2重に手間がかかるということです。

●2番 大橋 好一 委員

また砂利を敷いたときに立ち会うんですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

今回の事業完了後、駐車場での転用許可申請がなされる予定ですので、その際現地確認を行っていただくこととなります。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水 利通 委員(4項案件について報告)

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北西に約400mに位置する農地で、第2種農地に該当します。申請者の居住地からは遠方ではありますが、施工会社のシステムや巡回サービス等によりウェブでの監視や施設管理ができ、迅速な対応が可能であることから申請地を選定したとのことです。事業計画書によりますと、\_\_\_\_\_ワットのパネル\_\_\_\_\_枚、合計出力\_\_\_\_\_キロワットの太陽光発電設備を予定しております。事業資金\_\_\_\_\_円については、融資で対応するため、融資証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、現地調査の結果報告をお願いいたします。なお本案件には、\_\_\_\_\_委員が賃貸人となる事案が含まれております。農業委員会第31条の規定により議事参与が制限されますので、現地調査の結果報告は、現地調査副委員長の、早乙女 誠委員をお願いするとともに、当該事案の議事にあたり、\_\_\_\_委員は退席することになります。

\_\_\_\_\_委員は、退席をお願いします。

●9番 早乙女 誠 委員 (5項案件について報告)

\_\_\_\_\_委員に代わりましてご報告いたします。

申請地は、\_\_\_\_\_から北に約500mに位置する農地で、農振農用地及び第2種農地に該当します。令和元年の台風19号で被災した\_\_川の改良復旧工事において、工事箇所への進入路が狭く、工事車両が進入できないことから、近接する農地に鉄板を敷いて進入路とするため、一時転用の申請に至っております。

事業資金\_\_\_\_\_円については、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されています。

以上のことから、農振農用地及び第2種農地ではありますが、災害復旧工事のための進入路としての一時転用であるため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査副委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

\_\_\_\_委員は、席にお戻りください。

(\_\_\_\_委員 着席)

○議長 次に日程第4 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは議案書7ページ、議案第3号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、ご説明いたします。4月30日締切りの時点で1件の申請がございました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (旭町)

賃借人 \_\_\_\_\_ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	1 3 1 2 ㎡
壬生町大字 _____	田	7 3 8 5 ㎡
	合計	8 6 9 7 ㎡

令和2年3月27日付で、農地転用の許可が出ておりますが、今回令和3年11月26日までの期間延長の事業計画となっております。

○議長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る5月14日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 8番 清水利通 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 清水利通 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ5月14日（金）に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_から南に約400mに位置し、立地基準としては、農振農用地に該当します。

令和2年3月27日付で園芸用土採取のため一時転用の許可を受けております。理由書によると、鹿沼土・赤玉土の採取及び埋戻しの申請に時間を要し、許可期間内に事業を完了することが出来ていないことから、8カ月間の期間延長をしたいということです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 5番 篠原 正明 委員

●5番 篠原 正明 委員

報告書の中で、鹿沼土・赤玉土の採取及び埋戻しの申請に時間を要しとありましたが、時間がかかった理由とか原因は何かあるのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

昨年の夏頃は天候が悪く、梅雨が長引いたこともありまして、あと埋め戻しの申請が、申請してから許可が出るのが1か月2か月かかってしまうようです。それがコロナ以前はどうだったかは分かりませんが、コロナ以降は県の許可が今までよりも時間がかかってしまって、それで許可期間内に工事が終わらなかったと聞いています。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案書8ページからの議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について、利用権設定各筆明細に従いまして説明いたします。

最初に利用権の新規、賃借権分について、議案書9ページのとおり、5件、10筆、面積合計が30,203㎡となっております。

次に利用権の新規、使用賃借権分について  
議案書10ページのとおり、5件、13筆、面積合計が22,366.67㎡となっております。

次に利用権の再設定、賃借権分について  
議案書11ページのとおり、3件、4筆、面積合計が10,428㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を



お願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第6 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告いたします。報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の12ページに4件ございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員(第1項案件について報告)

非農地証明願いの件について、第1項、去る4月8日(木)私と、川嶋敏雄推進委員と業者の方で、\_\_\_\_\_の近くの現地を確認してきました。この場所は平成4年12月頃から、\_\_\_\_\_となっております。以上です。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第1項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●9番 早乙女 誠 委員 (第2項案件について報告)

非農地証明の現地確認、第2項案件について説明いたします。4月9日、私と鈴木進吉推進委員、また事務局より宇賀神係長の立会いのもと現地確認をいたしました。資料にありますとおり20年以上前から竹林山林化していることを確認してまいりました。以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第2項案件について発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に第3項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●1番 刀川 正己 委員 (第3項案件について報告)

3項案件について、私と川嶋敏雄推進委員と業者と\_\_\_さんと、現地確認いたしました。20年以上不耕作地で雑木林の状態でした。以上報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第3項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長 次に第4項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●1番 刀川 正己 委員 (第4項案件について報告)

4項案件について、私と刀川利夫推進委員と\_\_\_\_\_で立ち会いまして、昭和46年頃から住宅が建っており、そのままになっておりますので現地確認してまいりました。以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第4項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第4項を終わります。

---

○議長 次に日程第7 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告いたします。報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の13ページから14ページに5件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

● 2番 大橋 好一 委員

ちょっと聞きたいのですが、第1項の備考に書いてある、持ち分\_\_\_\_\_分の\_\_\_\_\_というのは、どういうことなんでしょうか。登記上これになっているのでしょうか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

何かしらのもとになる表示がないと、こういう記載にはならないので、申請書を確認します。

● 2番 大橋 好一 委員

残りの部分というのは誰かが持っているんだと思うんですが、\_\_\_\_\_の前の\_\_\_\_\_さんの土地ですよね。

○議長 他にございますか。

(発言なし)

○議長 それでは以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に、日程第8 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告いたします。報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の15ページに3件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

---

○議長 次に日程第9の報告第4号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願の件について」、事務局長より報告事項の説明をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願の件について」は、議案書の17ページから18ページの1件がございました。

内容については記載のとおりで、令和3年5月1日付で、\_\_\_\_\_氏、\_\_\_\_\_氏より農地法第3条の規定による許可処分の取消願が提出されたため、同日付で書類を受理しました。

詳細については、担当係長より説明いたします。

●事務局 宇賀神農地調整係長

この案件につきましては、先ほど琴寄委員から説明をいただいた案件であります。昨年5月20日付で\_\_\_\_\_さんと\_\_\_\_\_さんの間で、売買の所有権移転を目的とした、農地法第3条の許可申請書が出ていましたが、許可が出た後、所有権移転登記が行われていない状況でありまして、今回の事情があったことから、\_\_\_\_さんから\_\_\_\_さんへの第3条の許可を取り消す必要がありますので、両者合意の上、取り消し願いが提出されております。許可時は\_\_\_\_さんだったのですが、\_\_\_\_さんが昨年\_\_\_\_月にお亡くなりになりましたので、相続人で管理されております奥様の\_\_\_\_\_さんと\_\_\_\_さんから取消願を出していただいた状況です。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

---

○議長 次に、「その他」の件を議題といたします。  
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 岡主幹兼庶務係長

・令和4年度の農林関係税制改正要望の提出について  
別紙のとおり報告してよろしいか。

・委員の皆様の農地斡旋により借り手・買い手が見つかった農地

令和3年1月20日依頼 所有者：\_\_\_\_\_氏

対象農地：下稲葉字\_\_\_\_\_ (従前地) 田 2 1 3 5 m<sup>2</sup>

下稲葉字\_\_\_\_\_ (従前地) 田 2 9 m<sup>2</sup>

※梁島会長、小島推進委員に農地斡旋にご尽力いただきました。

令和3年2月22日依頼 借受希望者：\_\_\_\_\_氏

対象農地：藤井字\_\_\_\_\_ 畑 6 4 9 m<sup>2</sup>

※鈴木進吉推進委員の斡旋により貸し手が見つかりました。

令和3年5月14日依頼 所有者：\_\_\_\_\_氏  
対象農地：国谷字\_\_\_\_\_ 田 2079㎡  
※中間管理機構

- ・農業委員会活動記録簿の提出について  
4～6月分の活動記録簿を7月2日（金）までに提出ください。
- ・のうねん5月号の配布について

●事務局 宇賀神農地調整係長

先ほどの\_\_\_\_さんの持ち分の件ですが、今回お亡くなりになった方が\_\_\_\_さんという方で、ここから\_\_\_\_さんへの相続なんですが、\_\_\_\_さん自身が持ち分として大師町\_\_\_\_\_は、\_\_\_\_\_分の\_\_\_\_\_という登記をしまして、その部分を全部相続するということで、\_\_\_\_さんに所有権移転となっています。この残りの分については、現在生存している別の方がお持ちであると思われます。

- 2番 大橋 好一 委員  
区画整理やったところだよね。

●事務局 宇賀神農地調整係長  
\_\_\_\_地区の区画整理事業です。

- 
- 議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。他に委員から発言はありますか。

(発言なし)

- 議長 それでは、以上を持ちまして、第11壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時09分閉会】

議事録署名委員

議 長

---

1 番

---

2 番

---